

船橋市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年6月24日

船橋市監査委員

同

同

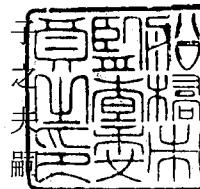
同

栗林紀

齋藤弘

浦田秀

松橋浩



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 戸籍住民課	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]            契約書等の不備            文書保管、運搬及び溶解処理業務委託契約について、個人情報保護に関する条項が設けられていなかった。            個人情報の保護に関する法律第66条第1項により、行政機関等においては、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。            また、委託等に伴う措置として、船橋市個人情報取扱事務要綱第34条第2項では、契約書に必要な事項を明記するとともに、委託先における管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとされている。            所管部署に確認したところ、当該業務の中で文書保存箱を開封することはなく、個人情報を利用して業務を行うものではないこと、また、個人情報とその他の文書を区別して個人情報のみ特別な取扱いを求めるといった性質のものでなく、全ての文書を一律に厳重に保管、運搬等を行うことを前提としていることから、個人情報の取扱いに関する特別な条項は不要であると判断していたとのことであった。            しかしながら、個人情報を含む文書を保存する文書保存箱を取扱う業務であり、紛失、その他の事故等があった場合には、個人情報の漏洩につながることも想定されることから、今後は契約の性質に応じて契約書の内容を十分精査されたい。</p>	<p>令和6年度の契約では、個人情報保護に関する法令、要綱等を確認し、必要な条項の漏れがないようにチェックを行い、最新の標準書式との照らし合わせ作成した契約書、仕様書に必要な条項が反映しているか担当職員及び担当係長が確認を行った上で管理職まで決裁し、契約を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 戸籍住民課	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>不適切な公印の押印省略</p> <p>住民基本台帳法第34条第4項の規定により調査をする職員が携帯する身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）について、公印の押印が省略されていた。</p> <p>船橋市文書管理規程第37条第1項では、施行する文書には、公印を押印しなければならないと規定されている。</p> <p>所管部署に確認したところ、身分証明書は市職員証の補助資料として携帯することを想定しており、事務改善を行った際、公印の押印は不要と判断したとのことであった。</p> <p>しかしながら、調査をする職員が携帯する身分証明書は、公正な調査の前提となるものであり、同規程同条第2項で押印を省略することができる」とされる庁内文書又は軽易な庁外文書に該当するとはいえない。</p> <p>今後は、同規程に基づき、公印の押印の必要性を判断したうえで事務を執行されたい。</p>	<p>身分証明書の事務改善を行った際、市職員証の補助資料として携帯することを想定し、公印の押印は不要と判断したが、船橋市文書管理規程第37条第2項に関する確認・検討が十分に行われていなかった。</p> <p>現在は、同規程に基づき公印を押印した身分証明書へ差し替えを行い事務を執行している。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民協働課	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等の不備</p> <p>よりそい支援サロン委託契約について、個人情報保護に関する条項が設けられていなかった。</p> <p>個人情報の保護に関する法律第66条第1項により、行政機関等においては、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。</p> <p>また、委託等に伴う措置として、船橋市個人情報取扱事務要綱第34条第2項では、契約書に必要な事項を明記するとともに、委託先における管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとされている。</p> <p>所管部署に確認したところ、個人情報の取扱いに関する認識が甘く、個人情報の取扱いに係る特約条項がないまま契約をしていたとのことであった。</p> <p>受注者が参加者の氏名や年齢等の個人情報に接する業務であることから、今後は契約の性質に応じて契約書の内容を十分精査されたい。</p>	<p>より添い支援サロンの事業の中で受託者が参加者の個人情報（個人名や年齢等）に接することがあり、特約条項を結ぶことが必要であったため、個人情報に関する条項（特約）を結んだ。</p> <p>今後も各事業において個人情報に接する機会があるかを十分に精査のうえ、適切に対応する。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民安全推進課	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>交付金の算定誤り</p> <p>船橋市防犯組合連合会交付金の交付可否決定にあたり、次のとおり算定誤りがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付対象事業は、船橋市防犯組合連合会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に、交付対象経費は、第4条に規定されているが、各条に該当しない経費を交付対象経費に含めて交付金の額を算定していた。</li> <li>所管部署に確認したところ、交付対象経費である「消耗品費」、「燃料費」の物価高騰による値上がり分が「その他」等の経費として計上されていたため、交付対象経費とみなしたとのことであった。</li> <li>要綱第5条第1号に規定する「警察署管内の前年10月1日現在における住民基本台帳人口に6.03円を乗じて得た額」の算出にあたり、要綱に端数に関する規定がないにも関わらず、千円未満を切捨てた額を使用していた。</li> <li>所管部署に確認したところ、これまでの交付金算定の際にも千円未満を切捨てて処理を行っていたことから、踏襲して事務処理を行っていたとのことであった。</li> <li>交付金は要綱の規定に従い算出されるべきものであることから、必要であれば適切に要綱を見直し、今後は要綱に基づき適正に事務を執行されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概算払いしていた令和5年度の船橋市防犯組合連合会交付金について、令和5年度末に、船橋市防犯組合連合会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条各号に規定されている事業、第4号に規定されている経費のみを対象に精算した。</li> <li>要綱第5条の規定について、千円未満を切り捨てた額で交付するよう、令和6年4月1日付けで要綱を改正した。</li> </ul>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 二宮出張所	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[要望事項]</p> <p>調定の遅れ</p> <p>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年の期間で使用許可をした西船橋出張所の鋼管柱1本に係る令和5年度分の行政財産目的外使用料について、令和5年5月12日に調定されていた。</p> <p>船橋市予算会計規則別表第5では、使用料及び手数料（一般的なもの）の調定の時期は使用許可をしたとき又は収入を決定したときとされている。当該使用許可においては、使用許可が複数年度にわたり使用料は年度ごとに徴収することから、2年目以降の調定は年度当初に行うことが妥当である。</p> <p>所管部署に確認したところ、調定期間が定められていることの認識不足や繁忙期による事務の後回しが原因とのことであった。</p> <p>今後は、適切に事務処理を行うよう要望する。</p>	<p>4月に行うべき行政財産使用許可を取りまとめて一覧にし、管理職及び担当が進捗管理できるようにした。</p> <p>各出張所長を通じて職員に口頭で伝えたいうで、内容について職員用グループウェアの庁内メッセージで周知を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 二宮出張所	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>許可書に使用する公印の誤り</p> <p>習志野台出張所及び西船橋出張所の会議室に係る行政財産目的外使用許可の決裁責任者は二宮出張所長であるが、当該使用を許可する許可書には二宮出張所用の専用公印ではなく、それぞれの出張所用の専用公印が押印されていた。</p> <p>当該事務の決裁責任者は、船橋市公有財産規則別表備考を適用し、二宮出張所長とされていることから、船橋市文書管理規程第7条第3項及び別表第2専用公印の規定に基づき、行政財産使用許可書には決裁と合わせ二宮出張所の専用公印を押印すべきである。</p> <p>所管部署に確認したところ、当該許可は船橋市事業所事務分掌規則第3条に規定する出張所の分掌事務「12 出張所の維持管理に関すること」に該当するとの考えから、各出張所の専用公印を使用していたとのことであった。</p> <p>今後は、船橋市文書管理規程に則って適切に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>船橋市公有財産規則に定める決裁区分が課長となるものに関しては、二宮出張所の市長印を使用することとし、船橋市事務決裁規程で出張所長が専決できる事項は各出張所の公印を使用することとした。電子決裁回議時の公印種別に「船橋市長之印二宮出張所用」を記載して判別することとした。</p> <p>各出張所長を通じて職員に口頭で伝えただけで、内容について職員用グループウェアの庁内メッセージで周知を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 二宮出張所	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>許可手続きの遅れ</p> <p>西船橋出張所の駐輪場及び3階並びに本中山連絡所の2階及び2階ポストに係る4月1日からの行政財産の使用に際し、使用しようとする者からそれぞれ行政財産使用許可申請書の提出を受けていたが、使用開始日までに決裁処理がされないまま申請者に使用させていた。また、行政財産使用許可書の発行が使用開始日から約1か月半後となっていた。</p> <p>船橋市公有財産規則第22条では、課長は行政財産使用許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別表に定める課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならないと規定されている。</p> <p>所管部署に確認したところ、担当者が文書決裁システムにおける電子決裁に不慣れであり、財産管理課の承認者と供覧者の区分がよくわからなかった等、何度も引戻し処理を行ったことから、決裁にかなりの時間がかかってしまい、許可書の発行が遅れてしまったとのことであった。</p> <p>今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。</p>	<p>4月に行うべき行政財産使用許可を取りまとめて一覧にし、管理職及び担当が進捗管理できるようにし、期日までに発行できるように起案の時期を早めた。</p> <p>各出張所長を通じて職員に口頭で伝えたいと、内容について職員用グループウェアの庁内メッセージで周知を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 船橋駅前総合窓口センター	令和6年5月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[指摘事項]</p> <p>契約書等の不備</p> <p>南口再開発ビルFace 5階屋上庭園管理業務委託契約について、契約不適合責任に関する条項がなく、瑕疵担保責任に関する条項となっていた。</p> <p>令和2年4月1日付け民法改正を受けた船橋市契約規則の一部改正により、標準書式が変更となり、瑕疵担保責任から契約不適合責任に関する条項に改められている。</p> <p>所管部署に確認したところ、瑕疵担保責任から契約不適合責任に関する条項に改められていることは認識していたものの、契約書作成時の確認が不足していたとのことであった。</p> <p>当該条項の不備により追完請求等を行えなくなることも想定されることから、今後は契約の性質に応じて契約書の内容を十分精査されたい。</p>	<p>南口再開発ビルFace 5階屋上庭園管理業務委託契約について、令和2年4月1日付け民法改正を受けた船橋市契約規則の一部改正により、標準書式が変更となり、瑕疵担保責任から契約不適合責任に関する条項に改められていることは認識していたものの、契約書作成時の確認不足により改正前の条項となっていた。今後、契約書等の作成時には、最新の標準書式との照らし合わせを担当者及び係長など複数人で行うほか、契約の性質に応じた内容を加除しているか確認するよう周知徹底した。</p>